

第一種大麻草採取栽培者免許に係る審査基準及び指導基準

令和7年2月25日制定

はじめに

本審査基準及び指導基準においては、以下のように用語を略称する。

- ・「旧法」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）第1条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律」をいう。
- ・「法」とは、改正法第2条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律」をいう。
- ・「省令」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令第1条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」をいう。

第1 審査基準

1 免許申請

（1）栽培目的等の妥当性

大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。

産業利用を目的とした栽培であり、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づくものでないこと。

事業計画が曖昧な状態で栽培を開始した場合、必要以上的大麻草を栽培するおそれがあり、不正流通、盗難事故等の保健衛生上の危害が相対的に高まることが想定されることから、大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の過程が事業計画として明確かつ実現可能となっていること。

（2）栽培管理

ア 栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること。

栽培地の場所及び面積については、事業計画の収穫見込み量等に照らし、事業計画を達成する上で過不足ないものであり、原則として栽培の面積が1アール（100㎡）以上であること。

イ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること。

採取した大麻が事務作業中に備品に紛れて紛失する等の事故等を防ぐ目的から、栽培地及び保管施設等と事務作業スペースの間は、壁や扉等により明確に分離すること。

なお、壁や扉等により明確に分離されているのであれば、栽培地の一角を区切って事務作業スペースとすることも可能である。

ウ 適正に保管できる施設を備えていること。

所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を保管するため、自らがその大麻を業務上取り扱う事務所内に鍵をかけた設備を備えること。

また、所有する麻薬を保管する場合は、自らがその麻薬を業務上取り扱う事務所内に鍵をかけた堅固な設備を備えること。「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいい、手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は認められない。

なお、栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、大麻草を栽培地から当該栽培地外の保管施設に持ち出す際には持出し許可を受けること。

エ 管理体制が適切なものであること。

日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること。法人又は団体である場合（自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。以下同じ。）は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。

オ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。

大麻草種子の入手先の明確性を担保するため、種子の譲渡受に係る契約書、種子を外国から輸入する際に相手方が発行する品種を証明する書類等を添付すること。

併せて、 $\Delta 9$ -THC の濃度基準値を超えない大麻草の栽培であることを担保するため、播種する大麻草の $\Delta 9$ -THC 濃度を確認できる書類を添付すること。

なお、播種する予定の大麻草のデータが古い等、濃度基準値を超えない大麻草であるか否かの明確な判断が困難な場合は、免許交付後、入手した当該大麻草の種子を分析機関に人工光下で栽培したものを検査させ、濃度基準値以下であることを確認した後、栽培を開始する等の条件を免許に付す場合がある。

カ 必要に応じ、交雑を防止するための措置をとっていること。

近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する（し得る）場合及び野生種が発生しているような地域性がある場合は、交雑防止措置をとる必要があるか検討の上、当該措置をとる必要がある場合には、他の栽培者の栽培地と一定の距離（5キロメートル程度）を取る、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受ける等により対応し、これらの措置をとることが難しい場合には、ビニルハウス等を設置すること等による交雑防止措置を講ずること。

（３）盗難防止対策

栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。

大麻草には、多寡に差はあるものの THC 類が含まれている一方、 $\Delta 9$ -THC 濃度が低い大麻草を栽培していることを前提に、必要に応じ、下記に例示するような大麻草の盗難防止対策を講ずること。

なお、人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場合には、柵を設けずに、注意喚起の看板を設置することや、定期的に見回りを実施することに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完することは可能である。

また、地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われている等、不審な外部者の栽培地への立入りが困難な場合にも、柵の設置等を必ずしも要しない。

上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法、日常的な監視の状況等を勘案して、状況に応じた盗難防止対策を検討すること。

- ・ ネット、簡易な柵の設置
- ・ 「盗難注意」、「立入禁止」等の看板の設置
- ・ 防犯カメラ、センサーライト、防犯ブザー等の設置
- ・ 通行人から見える位置に「防犯カメラ作動中」等のステッカー、看板の設置
- ・ 定期的な巡回

(4) その他

上記の審査基準に基づいて免許を付与するに当たり、一定の条件を付す場合がある。

【条件の一例】

- ・ 行政への報告、行政による立入り等の監視指導に対応・協力すること。
- ・ 免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながるような宣伝や広告等を行わないこと。
- ・ 使用する種子が濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下のものであることを、検査機関が人工光下の促成栽培による分析で確認したものを播種すること。

2 持出し許可

法第11条但書に規定される大麻の持出し許可については、原則として次の場合に限る許可をすることとし、法の規定に違反する場合や、犯罪又は不正の行為を目的とする場合等は認められない。

また、原則として、持出しの都度許可を受けること。なお、収穫時期等に複数回の持出しが想定される場合は、一定期間の持出しを許可することも可能であることから、持

出し時期・量等に目途が立った段階で千葉県健康福祉部薬務課に相談すること。

- (1) 加工を目的として栽培地から栽培地外の施設に大麻草を移動させる場合
- (2) 他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合
- (3) 複数の栽培地を登録している場合、ある栽培地から他の栽培地へ大麻を持ち出す場合

第2 指導基準

1 栽培目的等の妥当性

- (1) 麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品（飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料）の原材料を採取することを目的としていること。
- (2) 栽培から製品の供給に至るまでの全ての過程が明確であり、その過程に不正な点がなく、かつ実現可能なものであること。
 - ア 栽培については、播種する大麻草の種子の量、栽培方法、見込まれる大麻草の収穫量を明示すること。
 - イ 製品の製造については、収穫した大麻草等を加工し、最終製品が製造される過程を明示すること。なお、事業計画に加工が含まれている場合は、事業計画書に大麻草の加工過程や加工設備等の資料を添付すること。併せて、管轄の地方厚生（支）局麻薬取締部にも連絡、相談すること。
 - ウ 供給については、販売の方法、需要の見込みがあること、不特定多数への販売ではない場合は譲渡先の目処が立っていること。なお、「譲渡先の目処が立っている」とは、契約締結に至る必要はないが、申請時点で予定されている販売先、販売量、販売価格等を具体的に明示することを意味する。

2 栽培管理

- (1) 栽培者自身が、実地に管理すること。
 - 「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従に行うことを意味し、栽培業務の常勤であることが必要である。
 - ただし、栽培者が不在の間、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラ等栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することが可能な場合を含むものとする。
- (2) 大麻草の栽培に当たり、栽培地が広大で栽培者が1人で管理できないような体制であれば、補助者を雇用する等適切な措置を講ずること。

ただし、大麻草の栽培管理は栽培者自身が行う必要がある。

- (3) 第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合は、役員又は従業員等から大麻草の栽培に従事する者を定めて、栽培すること。

その場合、当該者を栽培地付近に居住させる等、常駐させることにより、実地に管理すること。

なお、法人又は団体による栽培の場合、申請書の「業務管理体制」として、以下の要件を充足すること。

ア 栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担が明確であり、それを総括する者がいること。

イ 各過程の連携、相互チェックにより大麻の横流し等の防止の措置がなされていること。

- (4) 大麻、麻薬及び発芽不能未処理種子は適切に保管管理すること。

所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）は栽培地内に放置等せず、大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管すること。

加工の過程において製造された麻薬は、業務上麻薬を取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管すること。

所有する発芽不能未処理種子についても鍵をかけた設備内に収めて保管すること。

3 その他

第一種大麻草採取栽培者免許の申請をしようとする者は、当該申請をする前に、下記申請関係書類を準備の上、千葉県健康福祉部薬務課と協議するものとする。

- (1) 第一種大麻草採取栽培者免許申請書（省令別記第1号様式）
- (2) 栽培地の登記事項証明書
- (3) 栽培地の区域を示す図面（栽培地全体が分かる図面に、栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるように表示すること。面積はアール換算で算出すること。）
 - ・大麻を屋内で栽培する際、「同一ビル内の複数階で栽培する場合」や「同一フロア内の複数個所で栽培する場合」が想定されるが、各栽培地が接続している場合においては一つの栽培地として差し支えない。ただし、ビル全体が栽培施設ではない場合において、栽培地の階が異なっているとき等は、栽培地が接続しているとはいえないため、複数の栽培地とすること。
 - ・栽培地となる土地が登記簿上分筆されており、地番が異なる場合でも、当該土地同士が接続しており、管理に一体性があると判断できる場合は、一つの栽培地として差し支えない。その際、栽培地の所在地には該当する土地の複数の地番を記

載すること。

- ・栽培地が接続している場合のみ、一つの栽培地とするのが原則であるが、例えば栽培地が公道や河川等により分断されている場合でも一括して栽培を管理する場合は、当該栽培地を行き来する際に第三者の土地を経由しない場合においては、一つの栽培地と考えて差し支えない。
- ・原則、栽培地の面積については作付面積を記載するが、栽培地に事務所等が所在する場合や実際には大麻草を栽培しない土地も存在しうることから、この場合においては、これらを栽培地の面積に含めて差し支えない。なお、栽培地が複数ある場合は、その合算を記載すること。
- ・栽培地が住宅密集地である場合は、周辺環境に鑑み、屋内栽培等、十分な管理体制や盗難防止措置がとられていることを要する。また、周辺環境に影響を及ぼし得る焼却による廃棄については、管轄する自治体に相談の上、その指導内容に従うこと。

(4) 栽培地が自己の所有地でないときは、当該所有者の同意書、賃貸借契約書の写し等（免許を受けようとする者が栽培地を使用することができることを証明する書類。）

(5) 免許を受けようとする者が現に法第2条第3項又は旧法第2条第3項の大麻草栽培者である場合は、当該免許証の写し

(6) 事業計画書（事業計画書には、大麻草の種子、枝葉その他の大麻草の部位を用い栽培するかを記載し、当該大麻草の $\Delta 9$ -THC の含有量が政令（大麻草の栽培の規制に関する法律施行令）で定める基準を超えないことを証明する書類を添付すること。また、事業計画に法第12条の4第1項の規定に基づく許可を受けなければならない加工が含まれている場合、加工の過程（製造されたものが麻薬・指定薬物ではないことを確認する分析も含む。）、加工設備等の資料も併せて添付すること。）

※加工設備を持っていないため、加工設備がある他の第一種大麻草採取栽培者に大麻を譲渡することを計画している場合は、譲渡先の第一種大麻草採取栽培者の詳細（免許番号等）を記載し、当該譲渡先が加工を引き受けることに同意していることが分かる資料（業務委託に関する契約書等）を添付すること。また、譲渡先が第一種大麻草採取栽培者免許の申請中の場合は、その旨を事業計画書に記載すること。

(7) 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真（業務上大麻を取り扱う事務所とは、大麻の保管施設等をいう。また、事務所内に事務作業スペースを設ける場合は、保管設備と明確に分離すること。）

- ・業務上大麻を取り扱う事務所の位置が分かる周辺地図や、事務所の内部構造等を記した図面、事務所の外観及び内観を撮影した写真を添付すること。

- ・事務所内に保管場所や加工場所を設ける場合は、それらの位置関係が分かるように図面に記載し、また写真を添付すること。

(8) (法人又は団体の場合) 大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類

附則

本審査基準及び指導基準は、制定の日から施行する。

以 上